告示

○金融庁告示第三十九号

平成十四年金融庁告示第三十五号（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件）等の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十五年七月一日

金融庁長官　畑中龍太郎

（銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件等の一部改正）

第一　次に掲げる告示中「株式会社みずほ銀行」を削り、「株式会社みずほコーポレート銀行」を「株式会社みずほ銀行」に改める。

一　平成十四年金融庁告示第三十五号

二　平成十三年金融庁告示第十七号（預金保険法施行規則第三十六条第四項の規定に基づき、金融庁長官が別に指定するものを定める件）

三　平成十六年金融庁告示第四十四号（金融機能の強化のための特別措置に関する法律施行令第三十九条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件）

四　平成十四年金融庁告示第八十三号（金融機関等の組織再編成の促進に関する特別措置法施行令第五条の規定に基づき金融庁長官が指定する金融機関等を定める件）

（担保付社債信託法施行令第五条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託会社を定める件の一部改正）

第二　平成十九年金融庁告示第六十八号（担保付社債信託法施行令第五条第一項の規定に基づき、金融庁長官の指定する信託会社を定める件）の一部を次のように改正する。

第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号中「株式会社みずほコーポレート銀行」を「株式会社みずほ銀行」に改め、同号を第二号とし、第四号から第二十五号までを一号ずつ繰り上げる。

（本庁監理金融商品取引業者等を指定する件の一部改正）

第三　平成十九年金融庁告示第九十号（本庁監理金融商品取引業者等を指定する件）の一部を次のように改正する。

第二条第二号を削り、同条第三号中「株式会社みずほコーポレート銀行」を「株式会社みずほ銀行」に改め、同号を同条第二号とし、同条第四号から第四十四号までを一号ずつ繰り上げる。

（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二十八条第六項等の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行の一部改正）

第四　銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準第二十八条第六項等の規定に基づき金融庁長官が別に定める銀行（平成十九年金融庁告示第十八号）の一部を次のように改正する。

第一号を次のように改める。

一　削除

第三号を次のように改める。

三　株式会社みずほ銀行　東京都千代田区内幸町一丁目

○金融庁
法務省告示第二号

昭和十七年大蔵省・司法省告示第一号（社債等登録法施行令第一条第一項の会社並びに社債等登録法施行規則第十二条第一項の登録機関及びその支店の指定に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年七月一日

金融庁長官　畑中龍太郎
法務大臣　谷垣　禎一

「株式会社みずほ銀行　東京都千代田区内幸町一丁目
一及び二中　株式会社みずほコーポレート銀行　株式会社みずほ銀行本店
東京都港区港南二丁目
株式会社みずほコーポレート銀行本店証券部」　を

「株式会社みずほ銀行　東京都港区港南二丁目
株式会社みずほ銀行証券部」　に改め、四中株式会社新生銀行の項の次に次のように加える。

株式会社みずほ銀行　東京都港区港南二丁目
株式会社みずほ銀行証券部

○財務省告示第二百二十二号

関税法施行令（昭和二十九年政令第百五十号）第九十二条第三項及び輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律施行令（昭和三十年政令第百号）第三十条第三項の規定に基づき税関官署を指定する件（平成二十一年二月財務省告示第三十二号）の一部を次のように改正し、平成二十五年七月一日から適用する。

平成二十五年七月一日　財務大臣　麻生　太郎

第九号を削り、第十号を第九号とし、第十一号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十七号の次に次の一号を加える。

二十八　門司税関福岡外郵出張所

第二十九号を削り、第三十号を第二十九号とし、第三十一号から第三十六号までを一号ずつ繰り上げる。

○農林水産省告示第二千九十四号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第五十六条の二（同令第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、平成二十年七月二十五日農林水産省告示第千百九十二号（指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十六条の二（同令第六十二条において準用する場合を含む。）の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件）の全部を次のように改正する。

平成二十五年七月一日　農林水産大臣　林　芳正

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十六条の二（同令第六十二条において準用する場合を含む。）の農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限は、次の表のとおりとする。

海域	漁具に関する制限
一　オーストラリアの南海岸線と東経百四十一度の線との交点から南緯五十五度東経百四十一度の点に至る直線、南緯五十五度東経百四十一度の点から南緯五十五度東経百五十度の点に至る直線、南緯五十五度東経百五十度の点から南緯六十度東経百五十度の点に至る直線、南緯六十度東経百五十度の点から南緯六十度西経百三十度の点に至る直線、南緯四度西経百三十度の点から南緯四度西経百五十度の点に至る直線、南緯四度西経百五十度の点から北の西経百五十度の線から以西の太平洋の海域	1　隣接する浮玉間の鈎（はり）の数が五以下である場合には、次に掲げる漁具のうちいずれかの漁具を使用しなければならない。 一　ねむり鈎（はり） 二　餌魚 2　前項に掲げる漁具については、それぞれ次に掲げる方法により使用しなければならない。 一　ねむり鈎（はり）　その形状が円形又は楕円形であって鈎（はり）先が鈎（はり）軸に対して垂直であり、ひねりが十度以下であること。 二　餌魚　欠損又は切断していないものであること。